

令和6年5月14日現在

令和5年度食品原材料調達リスク軽減対策事業 謝金支給に関する基準

はじめに

当資料は、〔令和5年度食品原材料調達リスク軽減対策事業〕における謝金支給の基準を明記したものです。表現の修正等随時修正する必要がある為、常に最新版の資料を確認してください。

なお、謝金支給の基準が適用される費目は、以下の通りです。

【Aの事業で産地との連携のための取組に係る経費の内、謝金費目】

謝金	<p>本事業の遂行のために依頼した専門家や篤農家等（社員以外）に支払われる経費</p> <p>※1 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合、学識経験者、篤農家等の専門家に依頼した栽培技術等指導業務の経費を補助対象とすることができる。（依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要である。）</p> <p>※2 専門家経費支出対象者には、技術導入費、外注費を併せて支出することはできない。</p> <p>※3 支給基準は、事務局が定めるとおりとする。</p>
----	--

参照：令和5年度食品原材料調達リスク軽減対策事業 実施規程 別表2

なお、取組Aの事業で謝金の支払先に対し、同時に専門家経費・技術導入費・外注費を併せて支出することはできません。

謝金支給に関する基準

＜謝金額について＞

謝金額は依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する必要があります。

原則として複数の相見積もりを必要とし、依頼内容を仕様書として作成し相見積もりを取得してください。

なお、実施内容によって高い専門性や個別事例等による他社(他者)との相見積もりが取得不可能な場合、金額の妥当性を選定理由書としてご提出ください。

選定理由書には支払先の選定理由として、支払先の妥当性及び高い専門性や個別事例等による支払先の実績を明確に示す選定経緯や、他事例で同様の行為を行った場合の相場価格・市場価格情報の提示等をご記載ください。

ただし、ご提出いただいた内容によっては補助対象とならない場合があります。また、相場価格・市場価格とかい離している場合は認められません。

＜謝金の支払方法について＞

本事業は「公募要領 8 補助対象経費全般の留意事項」(2)に記載の通り、事業実施者の銀行振込の実績により支払い実績を確認します。手形払等、銀行振込による実績を確認できないものは対象外となります。

※謝金支払で発生し得る「現場手渡し・領収書記入」というケースについても、銀行振込での実績が確認できないため本事業では補助対象となりません。予めご注意ください。

謝金支給に関する基準

<謝金に関する事業完了後の経費精算時に必要な証憑について>

経費精算の際には謝金の支払先に対して確かに依頼を行い、実際に支払いを行ったことを確認できるように証憑の整理が必要です。

他支払経費と同様に、証憑類は見積書、注文書、納品書、請求書、振込証明等を用いて確認します。

また、謝金の支払先が本事業でどのような活動を行ったのか、その実施内容や成果の確認のため、証憑を用いて具体的な報告をお願いします。

項目	経費の内容等(費目)	精算時に必要な提出書類
謝金	本事業の遂行のために依頼した専門家や篤農家等(社員以外)に支払われる経費 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合、学識経験者、篤農家等の専門家に依頼した栽培技術等指導業務の経費を補助対象とすることができる	【経費精算に必要な証憑】 ・見積書、相見積書(依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要であり、詳細は前ページを確認) ・契約書(発注書または注文書と、請書または注文確認書でも代用可) ・明細付きの請求書、検収書等 ・代金支払が完了していることを示す証憑(口座の入出金明細等の資金移動が完了している証明等)※振込依頼書など支払いの実績として未完了と見受けられる書類はNG。また、銀行振込の実績で確認するため、手渡しでの支払いや領収書での支払実績確認はNG。 【本事業での成果の確認に必要な証憑】 ・技術指導や助言の実施内容について、実施内容や実績を確認できる資料(稼働日報や活動報告書等) (例1)提案書(出張等の計画を含む)、指導計画等、依頼内容に応じた価格の妥当性や使用目的を証明する資料 (例2)指導実績(訪問日・議事録)、専門家指導報告書等、実施した指導・助言内容等、実施内容が明確に判断できる資料

